

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2024年12月16日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区上鳥羽上調子町2番地の2		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 積水化学工業株式会社 京都研究所 所長 出口 好希			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			2022年度末の保有台数
		2022年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	
	エアコンディショナー	145 台	1 台	2 台	145 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	48 台	5 台	0 台	48 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	15.3	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	140.7	キログラム	79	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	・使用機器に応じて、設備管理会社による簡易点検(1回/3か月) 専門業者による定期点検(1回/3年)実施している。			
	廃棄時	・第一種特定製品の廃棄時には、当該機器のフロン管理担当者が府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者にフロンの回収を依頼する。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	・共用部で使用している 空調機器について 夏期の前の5月に点検実施。異常がないか確認した。			
	廃棄時	・充填回収業者から破壊証明書が回付されたことを確認し 第一種特定製品の廃棄時に回収された冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認した。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	・第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品（トッランナー機器）を導入する。 ・第一種特定製品を更新する際には、地球温暖化係数の低い低GWP機器への更新を検討する。				
特記事項	京都研究所での実績を報告				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。